

(案)

委 託 契 約 書

- 1 事業年度及び番号 令和7年度 第32号
- 2 委託業務の名称 橋本市学校給食センター調理及び配送業務委託
- 3 業務委託料 ￥_____円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥_____円)
- 4 契約保証金 ￥_____円
- 5 履行期間 契約締結日の翌日から令和11年8月25日まで
- 6 業務履行場所 橋本市 隅田町河瀬 地内

上記の委託業務について、橋本市（以下「発注者」という。）と_____（以下「受注者」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、発注者及び受注者が電子署名を行ったうえ、各自その電磁的記録を保管する。

令和____年____月____日

所 在 地 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

(発注者)

氏 名 橋本市長 平 木 哲 朗

所 在 地

(受注者) 商号又は名称

代表者氏名

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ)に基づき、橋本市学校給食センター調理及び配送業務委託仕様書(別冊の仕様書及びこれらの図書に係る質疑回答書をいう。以下「仕様書」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び仕様書の内容とする業務委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 発注者は、受注者に対して、次に掲げる業務(以下「委託業務」という。)を委託し、受注者はこれを受託する。

(1) 頭書の場所において、発注者が指定する器材、施設等(以下「指定器材等」という。)を利用し、発注者の供与した給食材料等を、発注者の作成した献立、手引書等及び関係法令等に従い調理し、発注者の指定する食数の給食を発注者の実施する給食事業の用に供する業務

(2) 野菜屑、残菜、残食の収集運搬業務

(3) 前2号の業務に付随する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、発注者受注者協議の上決定した業務

3 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。

4 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、この契約書又は仕様書に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

7 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第35条の規定に基づき、発注者受注者協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申し立てについては、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむをえない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合において、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の

額」という。)は、委託業務の10分の1以上としなければならない。

- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に変わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の減額を請求することができる。

(実施の方法)

第4条 受注者は、発注者の指示監督の下に仕様書に従い、委託業務を実施しなければならない。

- 2 この契約期間中における給食基本食数及び給食基本日数は、仕様書で定める。
- 3 この契約期間中における給食基準調理員数は、仕様書で定める。
- 4 受注者は、仕様書に定めのない事項については、発注者の指示を受けるものとする。
- 5 受注者は、業務委託の実施に当たって、学校給食が学校教育活動の一環として実施されていることを十分認識し、この旨を受注者が雇用し業務委託に従事させる者(以下「従事者」という。)に対し、周知しなければならない。

(委託料の支払)

第5条 業務委託料の支払は、契約書の頭書記載の契約金額を業務の稼動すべき月数(各年の8月は除く。)で除して計算した額(以下「月額」という。)を、業務稼動した月ごとに、受注者の請求により発注者は受注者に支払うものとする。なお、月額に千円未満の端数が生じた場合は、委託期間終了月で調整するものとする。

- 2 受注者は、発注者により業務委託の履行を完了した確認を受けた後に、発注者の指定する方法により、委託料を請求するものとする。
- 3 発注者は、受注者から委託料の請求があったときは、適正な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に受注者に支払うものとする。
- 4 契約が契約期間の途中で解除されたときは、当該解除された日の属する月の委託料の額は、日割計算の方法により算定された額とする。
- 5 発注者は、授業その他の学校行事を実施するに当たり必要と認めるとき、又は台風、大雪、地震などの天災地変やインフルエンザその他の疾病の流行により必要と認めるときは、前条第2項に規定する給食基本日数に関わらず給食を実施しないことができる。この場合において、各年度の給食を実施した日数が各年度の給食基本日数に満たないときは、当該満たない日数について、委託料を減額することができる。
- 6 授業その他の学校行事、台風、大雪、地震などの天災地変やインフルエンザその他の疾病の流行による学級閉鎖、又は受注者の責めに帰すべき理由等により給食を実施する日の給食食数が大幅に減少した場合は、当該減少した給食食数の程度に応じて、委託料を減額することができる。
- 7 発注者は、授業その他の学校行事を実施するに当たり必要と認めるときは、前条第2項に規定する給食基本日数に関わらず給食を実施することができる。この場合において、各年度の給食を実施した日数が各年度の給食基本日数を超えるときは、当該超える日数に係る委託料については、発注者受注者協議するものとする。
- 8 第5項から第7項までの規定により委託料を減額又は増額する場合においては、第3条第4項の規定にかかわらず、契約保証金の金額は変更しないものとする。
- 9 本契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税額等に変動が生じた場合は、発注者は、本契約を変更することなく契約金額に相当する消

費税額等を加減して支払うことができるものとする。

(業務計画書等の提出)

第6条 受注者は、委託業務の実施にあたり、あらかじめ業務計画書等を作成し、発注者に提出してその承諾を得なければならない。

2 発注者は、受注者から提出された前項の業務計画書等の内容に不適当な箇所があると認めるときは、受注者に指示して、当該箇所の変更又は修正をさせることができる。

(報告)

第7条 受注者は、仕様書の定めるところにより、業務報告日誌を作成し、発注者の指定する職員に提出し、委託業務の実施結果及び処理状況を報告しなければならない。

2 受注者は、仕様書の定める方法以外の方法で委託業務を実施する必要があるとき、又は委託業務に付随して実施する必要がある業務が生じたときは、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従うものとする。

(臨機の措置)

第8条 受注者は、給食の安全又は衛生に重大な影響を与えるおそれがある事情が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示を受け、又は発注者と協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむをえない場合は、受注者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、当該措置をとった後直ちに、その措置の内容を発注者に報告しなければならない。

2 受注者が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち契約金額の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(調査等)

第9条 発注者は、受注者の委託業務の実施状況について、随時に調査し、必要な報告を求め、又は監督するとともに、受注者に必要な指示をすることができる。

(再実施の請求等)

第10条 発注者は、受注者の実施した委託業務がこの契約書、仕様書又は関係法令等の定め適合しないときは、受注者にこれに適合させるよう請求しなければならない。その場合において、受注者は当該請求に従い再実施しなければならない。

(従事者の配置等)

第11条 受注者は、従事者の配置について、仕様書の定めるところにより、あらかじめ必要書類を提出して、発注者の承諾を受けなければならない。

2 受注者は、仕様書の定めるところにより、委託業務の実施の総括を行う責任者（以下「業務責任者」という。）を定めなければならない。

3 受注者は、仕様書の定めるところにより、業務責任者を補佐する業務副責任者を定めなければならない。

4 業務責任者及び業務副責任者以外の従事者については、仕様書の定めるところによる。

5 受注者は、学校給食の調理並びに学校の保健及び安全について規定する関係法令等に適合しない者を委託業務に従事させてはならない。

6 受注者は、従事者が学校給食の調理並びに学校の保健及び安全について規定する関係

法令等に適合しないことを知ったときは、直ちにその者を委託業務から除外させ、必要事項を記入した書類を速やかに発注者に提出しなければならない。

- 7 受注者は、やむをえない理由により従事者の異動又は交替を行おうとするときは、事前に発注者に通知し、必要事項を記入した書類を速やかに発注者に提出しなければならない。
- 8 受注者は、従事者の異動、交替又は代替を行おうとするときは、従事者の熟練性を確保するため、必要最小限度の範囲にとどめるようにしなければならない。
- 9 発注者は、給食事業の安全を確保するうえで、従事者について著しく不適当と認めるときは、その理由を示して受注者にその交替を求めることができる。

(業務責任者等に対する措置請求)

第12条 発注者は、業務責任者又は受注者の使用人若しくは第30条の規定により受注者から業務を委任された者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、発注者の指定する職員等がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(従事者への指示その他の管理等)

第13条 受注者は、従事者に関する指示その他の管理を行い、労働関係法令上の一切の責任を負うものとする。

- 2 業務責任者は、業務履行場所に常駐し、委託業務の実施に当たって、従事者に対する指導監督を行わなければならない。
- 3 受注者は、業務責任者に、委託料の請求、契約の締結、解除及び変更に係る事項を除き、この契約に基づく権限を代理させることができる。

(契約の解除、変更等)

第14条 発注者は、学校給食の実施方式の変更、又は学校の統合その他、必要がある場合は、受注者と協議のうえ、この契約の全部若しくは一部を解除し、若しくは変更し、又はその履行を一時中止させることができる。

- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を補償するものとし、その補償額は、発注者受注者協議して定める。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第15条 契約締結後において、天災事変その他不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議のうえ、委託料その他の契約内容を変更することができる。

(契約不適合責任)

第16条 発注者は、業務の履行に契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」と

いう。)があるときは、受注者に対し、業務の履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の規定は、業務の履行に関する契約不適合が仕様書等の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことがあきらかであるとき。
- 4 発注者は、その不適合を知ったときから1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、その不適合を理由として履行の追完、代金の減額、損害賠償及び契約の解除を請求することができない。ただし、その契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は、発注者においてその不適合が判明した日から3年とする。

(履行遅延の場合における損害金等)

- 第17条 受注者の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は損害金の支払を受注者に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、業務委託料から第5条の規定による支払済に係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.50パーセントの割合で計算した額とする。
 - 3 発注者の責に帰すべき事由により、第5条第3項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.50パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第18条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該機関を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年2.50パーセントの割合で

計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第19条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 委託業務の実施が著しく不適當若しくは不誠実であることが明らかであり、又はこの契約を完全に履行する見込みがないとき。
- (2) 発注者に対し、不法行為（故意又は重大な過失に限る。）を行ったとき。
- (3) 市が作成する橋本市入札（見積）参加資格者登録名簿に登録されている者として不適當と認められる行為を行ったとき。
- (4) この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為を行ったとき。
- (5) 国税、地方税その他公課の滞納処分を受け、又は強制執行を受けるおそれがありそのことによりこの契約を完全に履行する見込みがないとき。
- (6) 第20条第1項の規定によらないで契約解除の申出を行ったとき。

- 2 前項の規定により、契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているとき発注者は、当該契約保証金又は担保を以って違約金に充当することができる。

(受注者の解除権)

第20条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第14条第1項の規定により、発注者がこの契約の履行を一時中止させる場合において、当該中止させる期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
 - (2) 第14条第1項の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当該変更後の契約金額が当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。
- 2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(違約金等の徴収方法)

第21条 発注者は、この契約に基づき受注者から違約金等を徴収することができるときは、受注者に支払うべき委託料から控除し、なお不足額があるときは、これを受注者から追徴することができる。

(損害賠償責任)

第22条 受注者は、委託業務の実施に当たり、受注者の責めに帰すべき理由による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する一類感染症、二類感染症若しくは三類感染症その他食中毒等食品衛生に係る事故のため第三者（発注者の職員を含む。以下本条において同じ。）が被った損害を、発注者が当該第三者に対し賠償したときは、当該賠償額について、発注者からの求償に応じなければならない。

- 2 受注者は、前項に規定するもののほか、この契約の履行に当たり、受注者の責めに帰すべき理由により発注者又は第三者が被ったすべての損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第23条 受注者は、次に掲げる場合に起因する損害については、賠償の責めを負わない。

- (1) 天災事変、暴動その他不可抗力による場合
- (2) 指定器材等の契約不適合に基づく場合
- (3) 受注者がこの委託業務の実施中に、発注者（発注者の職員を含む。）の故意又は過失により第三者の身体又は財物に損害を与えた場合

(危険負担)

第24条 委託業務の実施に当たって、受注者の従事者等が損害を受けたときは、すべて受注者の負担とする。ただし、当該損害が発注者の責めに帰すべき理由によるときはこの限りでない。

(指定器材等の利用)

第25条 指定器材等の利用は、無償とするが、一部の調理機器等は有償とし、別途当該調理機器等に関し「橋本市学校給食センター施設等使用契約書」を締結する。

- 2 受注者は、指定器材等を委託業務の実施以外の目的に使用してはならない。
- 3 受注者は、契約期間中において指定器材等を学校給食の調理並びに学校の保健及び安全について規定する関係法令等に従い、清潔に保たなければならない。
- 4 受注者は、契約期間中において指定器材等の契約不適合を発見したときは、直ちに発注者に報告しなければならない。
- 5 発注者は、受注者が委託業務を実施するために、頭書の業務履行場所において直接必要とする電力、用水等があるときは、受注者に無償で供給できるものとする。
- 6 受注者は、委託業務の実施に当たり、頭書の業務履行場所において指定器材等以外の物件を利用しようとするときは、事前に発注者に通知し、その承諾を受けなければならない。
- 7 第1項及び第5項に規定するもののほか、委託業務を実施するために必要な費用の負担区分については仕様書に定める。

(使用車両)

第26条 受注者が第4条に規定する業務に使用する車両（以下「配送車両」という。）は、受注者の費用負担により仕様書等に定める艤装を行うものとし、発注者の承諾を得たものでなければならない。

- 2 配送車両の道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に基づく車両検査を受ける場合は、受注者が第4条第1項に規定する業務に支障をきたさない春季又は夏季若しくは冬季の当該業務の休業期間中に行うものとする。

(解除等に伴う措置)

第27条 この契約が解除され、又は契約期間が満了したときは、受注者は、発注者の指定する期間内に、次の措置をとらなければならない。ただし、発注者が受注者と再度この委託契約を締結したとき、又は発注者が措置する必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 指定器材等を、速やかに原状に復して、発注者に明渡し、又は返還をすること。
- (2) 受注者が指定器材等に委託業務を実施するために必要な機械器具等を設置しているときは、速やかに原状に復して、発注者に明渡し、又は返還をすること。
- (3) 発注者の指定する期日において、発注者の指定する者に対し、委託業務を実施する

ために必要な知識、経験等について説明すること。

(履行保証人への履行請求)

第28条 受注者は、仕様書に規定されている業務の履行が困難となった場合に、受注者に代わって自ら委託業務を履行することを保証するため、履行保証人を定めなければならない。

2 発注者は、受注者がこの契約を完全に履行する見込みがないと認めたとき、又はこの契約に違反して契約の目的を達することができないと認めたときは、履行保証人に対し委託業務の実施を請求することができる。

3 履行保証人は、前項の規定による委託業務の実施の請求があったときは、受注者に代わって委託業務を実施しなければならない。

4 発注者が第2項の規定により委託業務を請求したときは、受注者がその請求の時までに実施した部分で、発注者の検査に合格したものに対する委託料については、受注者に支払い、履行保証人が自ら実施した部分については、受注者は何らの請求権を有せず、発注者は当該部分に対する委託料を履行保証人に直接支払うものとする。

(権利義務の譲渡)

第29条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第30条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(秘密の保持)

第31条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第32条 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 受注者は、委託業務の実施により知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 受注者は、委託業務を実施するために個人情報を取得する場合は、その業務の目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段で取得しなければならない。

4 受注者は、委託業務の実施により知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

5 受注者は、委託業務を実施するに当たり個人情報が記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものを、発注者の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。

6 受注者は、委託業務の実施上得た個人情報が記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものについて、業務完了後直ちに発注者に返却するか又は発注者の立会いのもとに廃棄しなければならない。

- 7 受注者は、委託業務の従事者に対し、個人情報保護法に定める罰則の適用について周知するとともに、個人情報の漏えい防止等個人情報の保護に関し必要な事項の周知を徹底させなければならない。
- 8 受注者は、個人情報に関し事故が発生したとき又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(特許権等の使用)

第33条 受注者は、委託業務を実施するに当たり、特許権、実用新案権、意匠権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(賠償金等の徴収)

- 第34条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者はその支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年2.50パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料と相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴する場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.50パーセントの割合で計算した額の遅延金を追徴する。

(紛争の解決)

- 第35条 この契約書の各条項において発注者受注者協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めるものに受注者が不服がある場合、その他契約に関して発注者受注者間に紛争を生じた場合には、発注者又は受注者は、契約書記載の調停人あっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者受注者協議して特別の定めをしたものを除き、発注者受注者それぞれ負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、業務責任者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任された者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続きを請求することができない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者受注者間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第1093号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第36条 債務負担行為に係る契約については、各会計年度における委託金額の支払限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和7年度	¥	0円
令和8年度	¥	_____円
令和9年度	¥	_____円
令和10年度	¥	_____円
令和11年度	¥	_____円

- 2 発注者は、予算上の都合、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によっ

て消費税額等に変動が生じた場合その他の必要があるときは、この契約を変更することなく、前項の支払限度額を変更することができる。

(契約の費用)

第37条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第38条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている通知等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

2 前項の規定は、発注者が書面により行わなければならないことを指示した書類には適用しない。

(補則)

第39条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。